

4 答申第 10 号
令和 4 年 11 月 7 日

久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 神 原 和 宏

答 申 書

令和 4 年 9 月 30 日付け 4 会計第 225 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

口座振替による支払い業務において、フロッピーディスクによるデータ渡しから、データ伝送に変更し、久留米市指定金融機関である福岡銀行とオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について

【会計室】

2 審議会の意見

口座振替による支払い業務において、フロッピーディスクによるデータ渡しから、データ伝送に変更し、久留米市指定金融機関である福岡銀行とオンライン結合を行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

3 承認日

令和 4 年 10 月 31 日